

知っていますか？

安心安全なまちづくりを目指す 旭川消費者協会の活動

設立52年目を迎える旭川消費者協会では、誰もが安心して暮らせるよう、消費生活相談をはじめ、様々な取組みを続けています。活動内容や詐欺被害を防ぐ心得を紹介いたします。

商品やサービスに関する相談に対応

悪質商法や詐欺かなと不審に感じたとき、気軽に相談できる消費生活センター。同センターで相談に対応しているのが、市の委託を受けた旭川消費者協会です。消費生活専門相談員の資格を持った担当者が、電話などで商品やサービスに関する相談を受け付け、助言

一人で悩まず、相談してください

や、事業者等との間に入ることでより問題を解決しています。

平成29年度の1年間に受けた相談件数は2千894件で、前年度より376件増えました。一番多かった相談内容は、はがきなどによる架空請求で、次に有料情報サイト関連、賃貸アパートの原状回復、光回線の契約と続きます。また、最近は訪問販売に関する相談も増えていますので、注意が必要です。

暮らしを守るための取組みを実施

同協会は、現在約360人の会員で構成され、消費者への啓発活動も行っていきます。「あさひかわ消費者だより」の発行やセミナー開催に加え、7年前から始めたのが劇団「風」による寸劇の公演です。実際の被害事例を盛り込んだ身近な内容で、詐欺の手口を再現したり、被害者の気持ちを表現し



①劇団「風」は、町内会などへの出前講座を実施



旭川消費者協会
会長 渡邊眞知子さん

たりして、注意を呼び掛けます。また、食の安全や環境保全の取組みなども積極的に行い「いのちとくらしを守るまちづくり」のために力を尽くしています。

随時、会員を募集しています(年会費2千円)。詳しくは、お問い合わせください。

【詳細】旭川消費者協会 会 26・2
514、消費生活センター 会 25・
9747

困ったときは…

消費生活相談窓口
(1の8 フィール旭川7階)

☎22・8228

月～金曜日
9:00～17:00
(祝日、年末年始は除く)

被害を防ぐためのポイント

架空請求

はがきやメールで「未納金がある」「裁判になる」などと不安をあおり、電話をかけさせようとする

- 身に覚えのない請求には応じない
- 折り返しの電話をかけない
- はがきやメールを証拠として保管する

訪問販売

契約後、法定書面を受領して8日以内ならクーリング・オフ（無条件解約）ができます。書面がなくても解除できる場合もあります

- 玄関に鍵を掛けておく
- 不要なら、はっきり断る
- 契約書にすぐサインしない
- 契約前に家族などに相談する

